

令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守に係る一般競争入札説明書

入札説明書
入札心得式
入札書様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
入札適合条件
契約書（案）

令和2年6月
原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和2年6月29日付け公告）に基づく入札については、関係法令及び原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の提出期限内に提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和 2 年 7 月 6 日 (月) 15 時 30 分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 13 階入札会議室

※1 参加人数は、原則 1 社 1 名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

令和 2 年 7 月 16 日 (木) 12 時 00 分

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ

技術基盤課契約係 (六本木ファーストビル 16 階)

6. 入札及び開札の日時及び場所

令和 2 年 7 月 31 日 (金) 14 時 00 分～

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル 13 階入札会議室

※開札は入札終了後直ちに行う。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

10. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

11. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

12. 契約書の作成の要否 要

13. 契約条項 契約書 (案) による。

14. 支払の条件 契約書 (案) による。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 伊藤 隆行
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

17. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

担当：原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門 新添 多聞

電 話 : 03-5114-2224

F A X : 03-5114-2224

メールアドレス: tamon_niisoe@nsr.go.jp

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 直接入札

直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。この場合において、入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあたっては、入札書とは別に証明書及び添付書類を契約担当官（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式2による委任状を持参しなければならない。

8. 代理人等の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額

- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、直接入札における開札の際に、入札者又はその代理人等が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

16. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

17. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

18. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

19. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商 号 又 は 名 称

代表者役職・氏名

印

(復) 代理人役職・氏名

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する

場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。

このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名 印

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者)商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名 印

復代理人所在地
(受任者)所属(役職名)
復代理人氏名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守の入札に関する一切の件

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和2～4年度
大規模データ解析用計算機の賃借及び保守
調達仕様書

令和2年6月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ

目次

1.	調達案件の概要に関する事項	2
1. 1	調達件名	2
1. 2	調達の背景	3
1. 3	目的及び期待する効果	3
1. 4	業務・情報システムの概要	3
1. 5	契約期間	3
1. 6	作業スケジュール	3
2.	調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	4
2. 1	調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期	4
2. 2	調達案件間の入札制限	4
3.	作業の実施内容に関する事項	4
3. 1	作業内容	4
3. 2	成果物の範囲、納品期日等	7
4.	満たすべき要件に関する事項	9
5.	作業の実施体制・方法に関する事項	9
5. 1	作業実施体制	9
5. 2	作業要員に求める資格等の要件	10
5. 3	作業場所	10
5. 4	作業の管理に関する要領	10
6.	作業の実施に当たっての遵守事項	10
6. 1	機密保持、資料の取扱い	10
6. 2	遵守する法令等	11
7.	成果物の取扱いに関する事項	11
7. 1	知的財産権の帰属	11
7. 2	検収	12
8.	入札参加資格に関する事項	12
9.	再委託に関する事項	13
9. 1	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	13
9. 2	承認手続	13
9. 3	再委託先の契約違反等	13
10.	その他特記事項	14
11.	附属文書	14

1. 調達案件の概要に関する事項

1. 1 調達件名

令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守

1. 2 調達背景

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）では、安全研究等に係る解析業務を実施するため、解析評価等を行う解析システムの維持や更新を行っている。

令和2年10月1日から令和5年3月31日まで、大規模データ解析用計算機の賃借及び保守を実施するものである。

1. 3 目的及び期待する効果

本システムの整備によって、原子力安全のための規制基準適合性審査に係る解析業務及び規制制度や指針類の作成・改正に必要な技術的知見の迅速かつ継続的な整備を実施する。

1. 4 業務・情報システムの概要

原子力規制庁長官官房技術基盤グループが実施する安全研究業務のうち、大規模データの解析業務に必要な計算環境を提供するシステムである。

1. 5 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

1. 6 作業スケジュール

作業スケジュールは次の図のとおりである。

(全体工程)	令和2年						～	令和5年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月		2月	3月	
設計・導入		▶								
保守				▶						
撤去									▶	

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

2. 1 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期
関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は次の表のとおりである。

No	調達案件名	調達の方式	実施時期	補足
1	令和2～4年度 大規模データ解析用計算機 の賃借及び保守	一般競争入札 (最低価格落札 方式)	令和元年7月	本調達

2. 2 調達案件間の入札制限

各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。

3. 作業の実施内容に関する事項

3. 1 作業内容

(1) 実施計画書等の作成

ア 設定・搬入実施計画書等の作成

- ・ 受注者は、標準ガイドラインに基づき作業方針、作業内容等について記載した設定・搬入実施計画書及び設定・搬入実施要領を策定し、規制庁の承認を受けること。
- ・ 策定した実施要領に基づき、本業務が遅滞なく進捗するよう管理すること。
- ・ 設定・搬入実施計画書及び設定・搬入実施要領は、少なくとも以下の内容を含むこと。
 - ・ 目的
 - ・ 期間
 - ・ 体制及び役割分担
 - ・ 成果物一覧
 - ・ マスタスケジュール
 - ・ 進捗管理実施要領
 - ・ 課題管理実施要領
 - ・ 品質管理実施要領
 - ・ コミュニケーション管理実施要領
 - ・ 情報セキュリティ対策実施要領

イ Work Breakdown Structure (WBS) に基づく進捗管理

- ・ マスタスケジュールを詳細化し、各作業項目及び役割分担を明記したWBSを作成すること。規制庁とマイルストーンを共有し、クリティカルパスを明確にした上で進捗管理を実施することにより、スケジュールを遵守すること。

(2) 設計・導入

ア 設計及び構築作業

- ・ 各種ハードウェアの設定作業を実施する前に、設定に係る設計図書を作成し、規制庁の承認を得ること。受注者が設計図書の承認を受けないで設定作業に着手し、規制庁から変更を指示された場合は、受注者の負担で変更すること。
- ・ ソフトウェアのインストール作業は、規制庁が指定する環境設定作業・動作確認作業まで実施すること。
- ・ ネットワーク機能を有する機器については、規制庁の指示に基づいてネットワークの設定を行うこと。
- ・ 規制庁より貸与する端末にて、規制庁内 LAN から、本システムへのアクセス動作確認試験を行い、動作確認書を作成し、規制庁の承認を得ること。

イ 設定

- ・ OSをインストールした後、必要なサービスを自動起動するように設定するとともに、不要なサービスは停止すること。
- ・ セキュリティを確保するために、適切な設定を行うこと。
- ・ システムログ、アプリケーションログの設計・設定を行うこと。
- ・ 商用電源の供給が停止・復旧した場合、システムが正常に停止・起動するように設計・設定すること。
- ・ 規制庁の NTP サーバと時刻同期する設計を行うこと。

ウ 導入／設置

(ア) 全般

- ・ 受注者は、本調達機器の導入に当たり提供開始後の運用を十分考慮し、導入に係る一切の作業を自らの責任において行うこと。
- ・ 導入機器及び必要資材の搬入を行う場合、一週間前までに作業申請を行い、規制庁の承認を得ること。なお、規制庁が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。
- ・ その他必要事項については、規制庁と協議の上指示に従うこと。

(イ) 設置作業

- ・ 設置作業の際、導入機器及び必要資材を運搬するための台車等は受注者にて用意すること。
- ・ 具体的な設置作業については、規制庁と協議の上決定すること。
- ・ 規制庁のネットワーク環境で問題なく動作することを確認すること。そのために必要なシステム連携の現地動作確認項目を漏れなく検討し確認すること。
- ・ 構築中に不具合等が発生した場合は、直ちに規制庁へ報告すると同時に改善案を提示し、規制庁の承諾を得て作業を実施すること。なお、対応作業に必要な費用も本契約に含めるものとする。

- ・ 規制庁が指示した場所で開梱し、納入すること。また、梱包材は持ち帰ること。
- ・ 設置作業においてビル共有部にて損害を与えた場合は、受注者の負担により修復すること。また、損害金等が発生した場合には、受注者にて支払うこと。
- ・ 設置が終了したら、速やかに報告書を提出すること。

(ウ) 納入作業

- ・ 納入については、規制庁の指示に基づき、すべてのハードウェア、ソフトウェアが利用可能な状態にすること。
- ・ 納入作業が終了したら、速やかに報告書を提出すること。

エ 管理者教育

- ・ 管理者用の運用手順書を作成し規制庁の承認を得ること。
- ・ 情報システムの運用を担当する職員を対象に、本調達機器を運用する上で必要となるハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等に係る専門的な教育を実施すること。本教育には、運用上必要となるシステムの各種設定内容、操作方法等を含むものとする。具体的な内容は、規制庁と調整の上で決定すること。

(3) 保守

ア 全体

- ・ 受注者は障害対応等の対応を一元して行う窓口を設置し、保守体制図を提出すること。

イ 保守作業計画及び保守実施要領

- ・ 受注者は具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する保守作業計画及び保守実施要領を提出すること。

ウ 定常時対応

- ・ 受注者は、本仕様書の要件定義書 3. 17 保守に関する事項を実施すること。
- ・ 規制庁が所有するネットワークの安全性確保のため、設定変更等の必要が生じた場合は、これに対応すること。

エ 定期点検

- ・ 機器の定期点検は、運用開始日を基点として 1 年間隔程度で実施し、システム LED 確認、機器の清掃、目視確認、異臭確認、異音確認、ケーブル接続状態確認、ファン動作確認、システムログ確認、ステータス確認、劣化部品の交換（無停電電源装置のバッテリー交換を含む。）等を行い、システムの機能を十分に発揮できる状態を保つこと。
- ・ 定期点検が完了した場合、その結果については、定期点検後に規制庁に結果を報告するとともに、定期点検報告書は 1 週間以内に提出すること。

オ 障害発生時対応

- ・ 受注者は、本仕様書の要件定義書 3. 1 7 保守に関する事項を実施すること。
- ・ ハードウェアの障害時には、当該機器またはそれを構成する部品等の調達・交換・修理を定められた期限内に行うこと。なお、やむを得ず行えない場合は、日程調整及び修理に係る期間中、代替としての機器を提供する等、規制庁と協議の上対応すること。
- ・ 障害対応作業を行った際は、作業報告書を提出すること。
- ・ 賃借期間以前に設置作業を実施した本調達機器について、納入時期までに障害が発生した場合は、受注者の費用にて障害対応を実施すること。

カ 保守作業の改善提案

- ・ 受注者は、年度末までに、年間の保守実績を取りまとめること。

キ 引継ぎ

- ・ 受注者は、規制庁が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。
- ・ 受注者は、本契約の終了後に他の保守事業者が本情報システムの保守を受注した場合には、次期保守事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。

(4) 撤去

ア 撤去作業

- ・ 賃借期間満了後に機器を撤去する際、一週間前までに作業申請を行い、規制庁の承認を得ること。なお、規制庁が行うべき作業がある場合には、これを明示すること。
- ・ 撤去作業の費用については、本調達に含めること。
- ・ 撤去作業においてビル共有部にて損害を与えた場合は、受注者の負担により修復すること。また、損害金等が発生した場合には、受注者にて支払うこと。
- ・ 撤去時には機器のデータ消去を行うこと。消去方式は規制庁と協議の上、決定する。また、撤去時におけるデータ消去については、作業を行う十分な場所がないことから、受注者側で確保を行うこと。
- ・ 情報漏えい無くデータを消去したことを証明書により保証すること。
- ・ 撤去作業が終了したら、令和 5 年 3 月 3 1 日までに報告書を提出すること。

3. 2 成果物の範囲、納品期日等

(1) 成果物

本業務の成果物を次の表に示す。

No	成果物名	納品数量	納品期日	補足
1	解析用計算機	1	令和2年9月29日	
2	実施体制表	1	契約締結後1週間以内	
3	実施工程表	1	契約締結後1週間以内	
4	品質管理体制図	1	契約締結後1週間以内	
5	品質管理計画書	1	契約締結後1週間以内	
6	保守体制表	1	保守開始日前	
7	体制図の変更	1	変更が生じた後、速やかに提出する。ただし、軽微なものを除く。	
8	設計書(機器設定書、ソフトウェア設定内容等)	1	設定作業実施前	
9	動作確認書	1	納入時期まで	
10	ライセンス関係資料(ライセンス証書、ライセンス種別、ライセンス料等)	1	納入時期まで	
11	管理者操作手順書	1	納入時期まで	
12	完成図書(納入物品一覧表、上記6から11の最終版等)	1	納入時期まで	
13	保守作業報告書	1	都度速やかに	
14	障害報告書	1	都度速やかに	
15	情報システムの現況確認結果報告書	1	都度速やかに	
16	定期点検報告書	1	点検終了後、1週間以内	
17	設定・搬入実施計画書	1	設定作業実施前	
18	設定・搬入実施要領	1	設定作業実施前	
19	設置完了報告書	1	作業完了後速やかに	
20	納入完了報告書	1	作業完了後速やかに	
21	保守計画	4	年度単位での提出とする。ただし初回の提出は契約締結後1週間以内とする。	
22	保守実施要領	4	年度単位での提出とする。ただし初回の提出は契約締結後1週間以内とする。	

23	撤去完了報告書	1	令和5年3月31日まで
----	---------	---	-------------

(2) 納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）」を参考にする。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にする。
- ・ 成果物は規制庁から特別に示す場合を除き、原則紙媒体により正1部・副1部を納品すること。また、契約満了時に成果物の電子版を格納した電子媒体を1部納品すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。
- ・ 電子媒体による納品について、PDF、WORD、EXCEL、POWERPOINT等のファイル形式で作成し、DVD-R等の媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後規制庁において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。

(3) 納品場所

原子力規制委員会原子力規制庁

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

4. 満たすべき要件に関する事項

当該調達案件の実施に当たっては、「別紙1 要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

5. 1 作業実施体制

- ・ 受注者は、導入実施体制として、責任者、各担当リーダー、主たる実施要員すべての要員の氏名・所属・担当業務・連絡方法を記載した実施体制図を作成し、規制庁の承認を得ること。

- ・ 規制庁から受注者に対する指示、協議事項はすべて前項で選任された責任者または補佐を通じて行うものとする。
- ・ 受注者は、本調達における作業を行うに当たり、担当者として以下の担当リーダーと主たる実施要員を確保すること。
 - 導入担当
 - 設置担当
 - 保守担当
- ・ 責任者または補佐のいずれかは、常時、規制庁から連絡が行える状態（電話等による担当者への指示を含む。）にあること。ただし、規制庁の承認を得て各担当リーダーが一時的に代理として対応することができる。

5. 2 作業要員に求める資格等の要件

- ・ 責任者については、本調達と同等規模以上の計算機導入作業におけるマネジメントの能力を有すること。過去の実績によってこれを示す場合は、経験をもって示すこと。

5. 3 作業場所

- ・ 本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。
- ・ 規制庁内での実施が指定されている作業は、以下の場所で行うこと。
 - 原子力規制委員会原子力規制庁
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
 なお、受注者の作業場所を使用する場合は、規制庁の了解を得ること。

5. 4 作業の管理に関する要領

- ・ 受注者は、規制庁が承認した設計・導入実施要領に基づき、設計・導入業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、工程管理、品質管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。
- ・ 受注者は、規制庁が定める保守実施要領に基づき、保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

6. 作業の実施に当たっての遵守事項

6. 1 機密保持、資料の取扱い

- ・ 受注者は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

- ・ 受注者は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。
- ・ 受注者は、規制庁が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失または滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

6. 2 遵守する法令等

(1) 法令等の遵守

- ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の「OA機器（電子計算機）」の判断基準を満たしていること。もしくは、それに準ずるような環境物品であること。
- ・ 導入する機器を構成するハードウェア、ソフトウェアのうち、J I S等の国内規格、I S O等の国際規格に定めのある製品については、当該規格に準拠していること。

(2) その他文書、標準への準拠

ア プロジェクト計画書

- ・ 当該調達案件の業務遂行に当たっては、規制庁が定めるプロジェクト計画書との整合を確保して行うこと。

イ プロジェクト管理要領

- ・ 当該調達案件の業務の管理に当たっては、規制庁が定めるプロジェクト管理要領との整合を確保して行うこと。

ウ 標準ガイドライン

- ・ 当該調達案件の業務遂行に当たっては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に準拠して作業を行うこと。

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/hyoujun_guideline_20200331.pdf

エ 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

- ・ 当該調達案件におけるセキュリティ対策実施に当たっては、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

7. 成果物の取扱いに関する事項

7. 1 知的財産権の帰属

- ・ 本業務における成果物（リース物件は除く）の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本

調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て規制庁に帰属するものとする。

- ・ 規制庁は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により規制庁がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ・ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、規制庁から受注者に対価が完済されたとき受注者から規制庁に移転するものとする。
- ・ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に規制庁の承認を得ることとし、規制庁は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- ・ 受注者は規制庁に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

7. 2 検収

- ・ 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに規制庁に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について規制庁に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

8. 入札参加資格に関する事項

入札参加要件は以下の通りとする。

(1) 競争参加資格

- ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 公告日において令和 01・02・03 年度（平成 31・32・33 年度）全省庁統一資格の「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

(2) 公的な資格や認証等の取得

- ・ 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO 2 7 0 0 1 (ISMS)の公的機関による認証を取得していること。
- ・ 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO 9 0 0 1 (QMS)の公的機関による認証を取得していること。
- ・ 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、Q 1 5 0 0 1の公的機関による認証を取得していて、事業活動に関してプライバシーマークの使用を許可されていること。

(3) 受注実績

- ・ 本調達と同規模以上の計算機の導入及び保守した実績を過去5年以内に有すること。

9. 再委託に関する事項

9. 1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ・ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ・ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- ・ 受注者は、業務を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面によって規制庁の承認を得た場合は、この限りではない。
- ・ 前項において第三者にて請け負わせる場合、責任者及び補佐の業務については請け負わせてはならない。

9. 2 承認手続

- ・ 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を規制庁に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ・ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を規制庁に提出し、承認を受けること。
- ・ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合(以下「再々委託」という。)には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

9. 3 再委託先の契約違反等

- ・ 再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、規制庁は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。なお、再々委託先も同じとする。

10. その他特記事項

- ・ 本件受注後に調達仕様書（別紙1 要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって規制庁に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微（委託料、納期に影響を及ぼさない）かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。
- ・ 納入物品（ソフトウェアを含む。）の貸借期間中における稼働・保守については、物品の製造者の如何にかかわらず、受注者が最終責任を負うこととし、これを製造者との間の契約等によって担保していること。
- ・ 貸借期間中における権利義務継承が可能であること。

11. 附属文書

- ・ 要件定義書

令和2～4年度
大規模データ解析用計算機の賃借及び保守
要件定義書

令和2年6月

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ

目次

1.	業務要件の定義	4
1. 1	業務実施手順に関する事項	4
1. 2	規模に関する事項	4
1. 3	時期・時間に関する事項	5
1. 4	場所等に関する事項	5
1. 5	情報システム化の範囲に関する事項	5
2.	機能要件の定義	6
2. 1	機能に関する事項	6
2. 2	画面に関する事項	6
2. 3	帳票に関する事項	6
2. 4	情報・データに関する事項	6
2. 5	外部インターフェースに関する事項	7
3.	非機能要件の定義	7
3. 1	ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	7
3. 2	システム方式に関する事項	7
3. 3	規模に関する事項	7
3. 4	性能に関する事項	8
3. 5	信頼性に関する事項	8
3. 6	拡張性に関する事項	8
3. 7	上位互換性に関する事項	8
3. 8	中立性に関する事項	8
3. 9	継続性に関する事項	8
3. 10	情報セキュリティに関する事項	9
3. 11	情報システム稼働環境に関する事項	9
3. 12	テストに関する事項	12

3. 1 3	移行に関する事項	12
3. 1 4	引継ぎに関する事項	12
3. 1 5	教育に関する事項	12
3. 1 6	運用に関する事項	13
3. 1 7	保守に関する事項	13

1. 業務要件の定義

1. 1 業務実施手順に関する事項

(1) 業務の範囲

原子力安全のための規制基準適合性審査に係る解析業務及び規制制度や指針類の作成・改正に必要な技術的知見の迅速かつ継続的な整備

(2) 業務フロー図

大規模データ解析用計算機等は業務全般を効率的に遂行するための情報基盤であるため、特定の業務に対する業務フローは定義しない。

(3) 業務の実施に必要な体制

実施体制	概要	補足
職員（規制庁長官官房技術基盤グループシニアアシスタント研究部門）	大規模データ解析用計算機を利用し、業務に従事する。	
設定・設置・保守担当	大規模データ解析用計算機の設定・設置保守作業を担当する。	本調達の請負者

(4) 入出力情報項目及び取扱量

業務処理	画面・帳票名	画面・帳票概要	入出力の区分	主な入出力情報項目	取扱量	利用目的	補足
解析の実行	—	—	入力	解析条件	解析	解析	
データ整理	—	—	出力	解析結果	資料作成	資料作成	

1. 2 規模に関する事項

(1) サービスの利用者数

	主な利用拠点	主な利用時間帯	利用者数	補足
職員	本庁	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	約10人	
外部SE	本庁SE室	8時30～18時15分 ※土日祝日及び年末年始を除く	約10人	

(2) 同時利用者数

本調達における同時利用者数(想定値)を以下に示す。

項目	同時利用者数	補足

	定常時	ピーク時	
安全研究情報	約 10 人	約 20 人	安全研究情報を表示する想定端末台数

1. 3 時期・時間に関する事項

(1) 業務の時期・時間

	実施時期・期間	実施・提供時間	補足
通常期	4月～12月	8:30～18:15	
繁忙期	1月～3月	8:30～18:15	

1. 4 場所等に関する事項

(1) 実施場所

場所名	実施体制	実施業務	所在地	補足
本庁	技術基盤グループ	安全研究	－	
事業者拠点	ハードウェア・ソフトウェア保守	ハードウェア・ソフトウェアの保守窓口業務を行う。	－	本調達の請負業者が実施する。

(2) 設備、物品等資源の定義方法

種類	量	補足
LAN 環境、電源設備、机等設置設備	1 式	規制庁より提供

1. 5 情報システム化の範囲に関する事項

大規模データ解析用計算機は業務全般を効率的に遂行するための情報基盤であるため、業務に対する情報システム化の範囲は定義しない。

2. 機能要件の定義

2. 1 機能に関する事項

- ・ 不正行為の追跡や情報セキュリティ侵害時において証跡の解析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
- ・ 情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID パスワード認証を採用すること。
- ・ 主体のアクセス権を適格に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。
- ・ 情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。
- ・ アカウント管理者による不正を防止するため、アカウントの管理権限を制御する機能を備えること。
- ・ 後述「3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項」のUSB端子接続による外部記憶装置を使用して記憶媒体にデータの書き出しを防止する措置を講じること。ただし、運用開始後規制庁の運用管理担当者の操作により一時的に解除、復旧ができること。具体的な措置方法については機能証明書提出時に明示すること。

2. 2 画面に関する事項

大規模データ解析用計算機の調達であるため、画面に関する事項は該当しない。

2. 3 帳票に関する事項

大規模データ解析用計算機の調達であるため、帳票に関する事項は該当しない。

2. 4 情報・データに関する事項

(1) 情報・データ一覧

No.	機能、画面、帳票名	情報名	情報概要	データ名	データ概要	格付・取扱制限等	補足
1	—	解析条件	解析対象の情報を入力する。	入力ファイル	解析対象の形状等	機密性2	
2	—	解析手法	解析条件に基づいて数値処理を行う。	解析コード	数値モデル	機密性2	
3	—	解析結果	数値処理の結果	出力ファイル	評価項目の挙動	機密性2	

2. 5 外部インターフェースに関する事項

大規模データ解析用計算機が規制庁のネットワーク環境で問題なく動作すること。

3. 非機能要件の定義

3. 1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

(1) 情報システムの利用者の種類、特性

No.	利用者区分	利用者の種類	特性	補足
1	職員	当該システム利用者	・ I T リテラシーが低い職員も存在する。	

(2) アクセシビリティ要件

No.	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件	補足
1	日本語対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機を構成するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ ただし、BIOS 設定画面を除く。 ・ また利用運用上において実質的に支障がないと規制庁が認めた部分については、この限りではない。 ・ なお、該当部分がある場合は、機能証明提出時点で明示すること。 	

3. 2 システム方式に関する事項

大規模データ解析用計算機は、原子力規制委員会内に設置している解析 LAN 内に構築する。

3. 3 規模に関する事項

(1) 機器数及び設置場所

No.	機器の区分	機器の用途	機器数	設置場所	補足
1	大規模データ解析用計算機	研究業務	1 台	原子力規制庁本庁	

(2) データ量

No.	データ区分	データ量	補足
1	安全研究用データ	15TB 程度	

(3) 利用者数

「1. 2 規模に関する事項 (2) 同時利用者数」を参照のこと。

3. 4 性能に関する事項

「3. 1 1 情報システム稼動環境に関する事項」を参照のこと。

3. 5 信頼性に関する事項

(1) 可用性要件

ア 可用性に係る目標値

No.	設定対象	指標名	目標値	補足
1	大規模データ解析用計算機	稼働率	24 時間 365 日の稼動における年間稼働率 70%	

イ 可用性に係る対策

- ・ 設置から撤去までの期間、使用に耐え得る十分な信頼性を確保していること。
- ・ 大規模データ解析用計算機は、本体前面から内蔵ハードディスクの交換が可能であること。

3. 6 拡張性に関する事項

- ・ 将来、機能追加及び変更等（ハードウェア及びソフトウェア）システムの拡張等が容易に対応可能であること。

3. 7 上位互換性に関する事項

- ・ OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。
- ・ 実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

3. 8 中立性に関する事項

- ・ 特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。

3. 9 継続性に関する事項

(1) 継続性に係る目標値

- ・ 平日の午前 9 時より正午までに発生したハードウェア障害に対しては当日中に、それ以降に発生したハードウェア障害に対しては翌営業日中までに現地対応できる体制を確保すること。

(2) 継続性に係る対策

- ・ 内蔵ストレージ装置において障害を生じたハードディスクユニットの交換が運転中でも可能であること。

- ・ 無停電電源装置を1台有し、大規模データ解析用計算機を接続すること。
- ・ 大規模データ解析用計算機は、10分以内に正常停止できること。

3. 10 情報セキュリティに関する事項

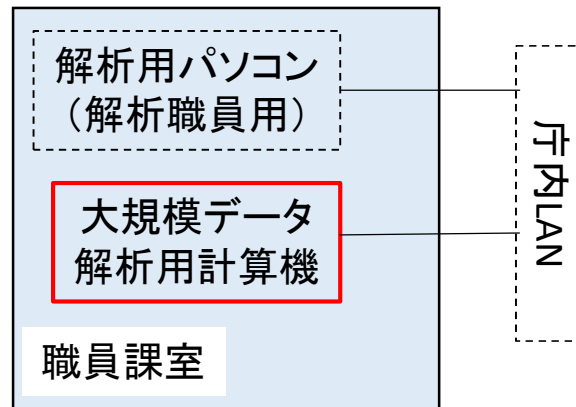
- ・ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性に悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。
- ・ 請負者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。
- ・ 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁担当者に書面で提出すること。
- ・ 請負者は、規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
- ・ また、本業務において受託者が作成する情報については、規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ・ 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ・ 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ・ 請負者は、規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ・ 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

3. 11 情報システム稼働環境に関する事項

(1) ハードウェア構成

ア ハードウェア構成図



イ ハードウェア要件

本調達における機器仕様は以下のとおりとする。なお、機能を実現する上で必要な物品は、規定されていないケーブル等の付属品を含めすべて標準で提供すること。また、要求する機能を十分に実現できる機器を最適な構成で提供すること。その際、性能、信頼性等を十分に考慮した上で、最小化した構成とすること。

- ・ ハードウェアは、過去に出荷・稼働実績及び高い信頼性を有する標準的な既製品（注）で、かつ、最新のものであること。
 - （注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。なお、提案時において未だ市販化されていない機器等を含める場合には、次の条件を厳守すること。
 - 未だ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。
 - 上記に関し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を行い、提供可能である根拠を十分説明できる資料を提出すること。なお、受注者以外が販売する製品については、その説明資料が販売メーカーから正式に発行した資料であることが明確に確認できること（例えば、社印、事業部長等の印が押印されていること）。
- ・ 機能及び性能要件を満たすために、本仕様書に記述する機器等以外のハードウェアを設置又はカスタマイズする場合は、設置スペース等に支障を与えない範囲とし、その機能、性能等を記述した資料を規制庁に提出し、設置機器について必ず承認を得ること。なお、カスタマイズは必要最小限とすること。
- ・ CPU はクロック速度 2.9GHz 以上、コア数 16 コア以上の CPU を 2 つ搭載すること。
- ・ 主記憶容量は、DDR4-2933 メモリ 192GB 以上を有していること。
- ・ システム用 HDD は 1TB 以上を有し、バックアップ用を含めて 2 台搭載すること。
- ・ RAID10 構成、実使用 16TB 以上のストレージ装置を搭載し、予備の HDD 1 台を用

意すること。

- ・ グラフィックス機能は「nVIDIA 社製 Quadro P400」と同等以上の性能を有し、規制庁のディスプレイ装置の DisplayPort または HDMI 入力端子に接続して表示させることが可能であること。また、接続用のケーブルを提供すること。
- ・ 1000BASE-T（或いは TX）に対応した LAN ポートを 1 ポート以上内蔵すること。
- ・ 内蔵光学ドライブ (DVD-ROM) を搭載していること。
- ・ USB3.1 端子を 2 個以上有すること。
- ・ 電源電圧は AC100V に対応すること。
- ・ USB 接続型キーボード（JIS 標準配列に準拠）を提供すること。
- ・ スクロール機能を有する 2 つボタン式の光学方式もしくはレーザー方式の USB 接続型マウスを提供すること。

(2) ソフトウェア構成

ア ソフトウェア要件

(ア) 基本仕様

- ・ ソフトウェアは、過去に出荷・稼働実績及び高い信頼性を有する標準的な既製品（注）で、かつ、最新のものであること。

（注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。なお、提案時において未だ市販化されていない機器等を含める場合には、次の条件を厳守すること。

- 未だ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。
 - 上記に関し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を行い、提供可能である根拠を十分説明できる資料を提出すること。なお、受注者以外が販売する製品については、その説明資料が販売メーカーから正式に発行した資料であることが明確に確認できること（例えば、社印、事業部長等の印が押印されていること）。
- ・ OS に「Cent OS 7」最新安定版を搭載すること。
 - ・ 以下のソフトウェアの最新版を搭載すること。
 - トレンドマイクロ SeverProtect
 - インテル Parallel Studio XE for Fortran & C++ Linux
 - インテル MPI ライブラリー

(イ) ツール群

- ・ 以下のツール群の最新安定版を搭載すること。また、これらを機能させるために必要なツール群も併せて搭載すること。

ツール	URL
-----	-----

Emacs	http://www.gnu.org/software/emacs
GIMP	https://www.gimp.org/
Grace	http://plasma-gate.weizmann.ac.il/Grace/
LibreOffice	https://ja.libreoffice.org/
Python2 及び Python3	https://www.python.org/
QGIS	https://www.qgis.org/ja/site/
TexLive	https://texwiki.texjp.org/?Linux
地球流体電脳ライブラリ	https://www.gfd-dennou.org/library/dcl/

(3) ネットワーク構成

ア ネットワーク構成図

- ハードウェア構成図を参照のこと

(4) 施設・設備要件

- 作業において、規制庁の執務室に立ち入る必要がある場合は、原則として、平日 9:30~18:00 までとする。
- ただし、規制庁の許可を得た場合についてはこの限りでない。

3. 1 2 テストに関する事項

ネットワークを経由した通信を含めて、大規模データ解析用計算機が要件を満たすことをテストで確認すること。

3. 1 3 移行に関する事項

該当無し。

3. 1 4 引継ぎに関する事項

No.	引継ぎ発生時	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎ手順	補足
1	運用開始時	本業務の請負者	規制庁担当者	設計書等	プロジェクトの進捗状況や残存課題等についてプロジェクト管理で用いている様式を用いる。	
2	次期更改時	本業務の請負者	次期調達支援業者	設計書、残存課題等	同上	

3. 1 5 教育に関する事項

本業務で調達する計算機は、既存の計算機と同等のものであるため、新たに教育を必要としない。

3. 1 6 運用に関する事項

該当なし。

3. 1 7 保守に関する事項

(1) ハードウェア及びソフトウェアの保守要件

- ・ 保守の対象範囲は、本仕様書で調達するハードウェア及びソフトウェアとする。ただし、「3. 1 1 (2) ア (イ) ツール群」に記載のものは除く。
- ・ 設置する窓口は、平日（午前9時より午後6時まで）において、常時、規制庁から連絡が行える状態であること。
- ・ 障害対応等に当たっては、必要な知識・経験を有する者を確保すること。
- ・ 経年劣化等による危険・障害を未然に防止すること。
- ・ 平日の午前9時より正午までに発生したハードウェア障害に対しては当日中に、それ以降に発生したハードウェア障害に対しては翌営業日中までに現地対応できる体制を確保すること。
- ・ 定期点検の実施日時は、少なくとも1週間前に規制庁の承認を得ること。
- ・ HDDに障害が生じた場合は、規制庁内でHDD交換の作業を行い、不具合の生じたHDDのデータ消去については、規制庁と協議の上対応すること。
- ・ 設置から撤去までの期間、当該機器を構成する部品の調達が保証されること。

入札適合条件

「令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

1. 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
2. 原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。
3. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO27001（ISMS）の公的機関による認証を取得していること。
4. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO9001（QMS）の公的機関による認証を取得していること。
5. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、Q15001の公的機関による認証を取得していること。
6. 調達するハードウェア及びソフトウェアが仕様書に記載された機能を満足することを証明するため、別途示す様式にしたがって、「機能証明書」を添付すること。
7. 本調達と同規模以上の計算機の導入及び保守の実績を過去5年以内に有すること。
添付資料として実績1～2件について以下の事項を示すこと。
 - （1） 作業名称
 - （2） 実施年度
 - （3） 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社）
 - （4） 作業概要（公開できる範囲に限る。）
8. 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。
 - （1） 納期内の業務配分に無理のない業務スケジュールを立て、示すこと。
 - （2） 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「業務の流れ」を示すこと。
 - （3） 実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の業務量（人時間数）を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。
 - （4） 各担当者の月別業務量（人時間数）を示すこと。
9. 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。

- (1) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記8で求める“担当者”もこの記号で示すこと。
- (2) 本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本業務に関連する実務の経験)(注2)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、(1)の記号で示すこと。

(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。

(注2) 業務件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載すること。
- (3) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかわる品質管理の具体的な方法(本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の1. から9. までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等(添付資料を含む。)は、正1部及び副1部を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和2年7月15日(水)12時までに電子メール又は文書(FAXも可)で、以下の原子力規制庁長官官房技術基盤グループシビアアクシデント研究部門に提出すること。

適合証明書等提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤課契約係
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階
TEL：03-5114-2222
FAX：03-5114-2232

質問提出先：

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
シビアアクシデント研究部門
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル15階
担当：新添 多聞 (tamon_niisoe@nsr.go.jp)
TEL：03-5114-2224
FAX：03-5114-2234

付表1 技術者の適用業務区分

技術者区分	適用業務
区分A	1 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験を有し、 広範囲に亘る業務の統括、調整を行う職務（部長、プロジェクトマネージャー相当職） 2 極めて高度な体系的・理論的専門知識と実務経験に基づき、特に重要な業務を自ら担当し、もしくは下位者を指導し実施する。
区分B	高度な専門知識と実務経験を有し、上位者の概括的な指示により、より複雑、困難な業務を独立して遂行し、若しくは下位者を指導し実施する。
区分C	固有の専門知識と実務経験を有し、上位者の指示の下に独立して業務を遂行する。

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所在地

商号又は名称

㊦

代表者役職・氏名

㊦

「令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

適合証明書

件名：令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守

商号又は名称：

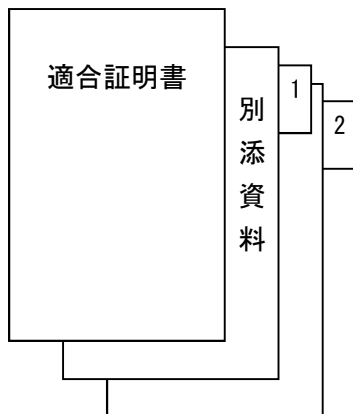
条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
1. 令和01・02・03年度（平成31・32・33年度）環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
2. 原子力規制委員会原子力規制庁の担当職員と日本語による意思の疎通ができること。		
3. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO27001 (ISMS)の公的機関による認証を取得していること。		
4. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、ISO9001 (QMS)の公的機関による認証を取得していること。		
5. 本調達仕様書に基づく作業を実施する部門又は組織を対象として、Q15001の公的機関による認証を取得していること。		
6. 調達するハードウェア及びソフトウェアが仕様書に記載された機能を満足することを証明するため、別途示す様式にしたがって、「機能証明書」を添付すること。		
7. 本調達と同規模以上の計算機の導入、運用及び保守の実績を過去5年以内に有すること。添付資料として実績1～2件について以下の事項を示すこと。 (1) 作業名称 (2) 実施年度 (3) 発注者の区分（国／地方公共団体／民間会社） (4) 作業概要（公開できる範囲に限る。）		
8. 実施内容に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。 (1) 納期内の業務配分に無理のない業務スケジュールを立て、示すこと。 (2) 実施項目ごとに過不足なく計画を立案し、「業務の流れ」を示すこと。		

<p>(3) 実施項目ごとに、付表1に示す各技術者区分に該当する担当者の業務量(人時間数)を、その算出根拠とともに示すこと。ただし、担当者は付表1に示すいずれかの技術者区分に必ず該当するものとする。</p> <p>(4) 各担当者の月別業務量(人時間数)を示すこと。</p> <p>9. 実施体制に関して、以下の事項を記した資料を添付すること。</p> <p>(1) 本業務を統括する実施責任者と、業務管理及び技術管理の体制を示すこと。ただし、「業務管理責任者」と「技術管理責任者」の兼務を行ってはならない。なお、体制において実務業務を担当する者の実名は記載せず、記号で示すこと。上記8で求める“担当者”もこの記号で示すこと。</p> <p>(2) 本業務の実施に必要な各担当者の役割及び略歴を示すこと。略歴は、最終学歴(注1)、卒業年度、入社年度及び実務経験(特に本業務に関連する実務の経験)(注2)等について具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載せず、(1)の記号で示すこと。</p> <p>(注1) 高校、専門学校、大学、修士、博士の別を記載し、学校名を記載する必要はない。ただし、工学部、理学部、経済学部などの専攻を併記のこと。</p> <p>(注2) 業務件名(固有名詞は除く)、受注年度、受注者の区別(国/地方公共団体/民間会社)及び当該業務における役割について記載すること。なお、役割については、プロジェクトマネージャー、システム設計、プログラム作成、解析コード実行(コード名を記載すること)等のように具体的な内容を記載すること。</p> <p>(3) 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、品質保証部門と本業務の実施部門とが独立していることを明確に示すこと。また、本業務にかかわる品質管理の具体的な方法(本業務に関する具体的なチェック項目及びチェックの方法等)を示すこと。</p>	
---	--

適合証明書に対する照会先
所在地 : (郵便番号も記載のこと)
商号又は名称及び所属 :
担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
E-Mail :

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応札者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

「令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」の機能証明書

回答業者名	(業者名を記載のこと)		
仕様	回答	コメント	添付資料
要件定義書			
2. 1 機能に関する事項			
不正行為の追跡や情報セキュリティ侵害時において証拠の解析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。	○ or ×		
情報システムによるサービスを許可された者のみに提供するため、情報システムにアクセスする主体の認証を行う機能として、ID、パスワード認証を採用すること。	○ or ×		
主体のアクセス権を適格に管理するため、主体が用いるアカウント（識別コード、主体認証情報、権限等）を管理（登録、更新、停止、削除等）するための機能を備えること。	○ or ×		
情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス権を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。	○ or ×		
アカウント管理者による不正を防止するため、アカウントの管理権限を制御する機能を備えること。	○ or ×		
「3. 1 1 情報システム稼働環境に関する事項」のUSB端子接続による外部記憶装置を使用して記憶媒体にデータの書き出しを防止する措置を講じること。ただし、運用開始後規制庁の運用管理担当者の操作により一時的に解除、復旧ができること。具体的な措置方法については機能証明書提出時に明示すること。	○ or ×		
3. 1 ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項			
計算機を構成するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、日本語の処理ができること。 ・ただし、BIOS設定画面を除く。 ・また利用運用上において実質的に支障がないと規制庁が認めた部分については、この限りではない。 ・なお、該当部分がある場合は、機能証明提出時点で明示すること。	○ or ×		
3. 5 信頼性に関する事項			
大規模データ解析用計算機は、本体前面から内蔵ハードディスクの交換が可能であること。	○ or ×		
3. 6 拡張性に関する事項			
将来、機能追加及び変更等（ハードウェア及びソフトウェア）システムの拡張等が容易に対応可能であること。	○ or ×		
3. 7 上位互換性に関する事項			
OSのバージョンアップに備え、OSの特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。	○ or ×		
実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること。	○ or ×		
3. 8 中立性に関する事項			
特定の事業者や製品に依存することなく、他者に引き継ぐことが可能なシステム構成であること。	○ or ×		
3. 9 継続性に関する事項			
内蔵ストレージ装置において障害を生じたハードディスクユニットの交換が運転中でも可能であること。	○ or ×		
無停電電源装置を1台有し、大規模データ解析用計算機を接続すること。	○ or ×		
大規模データ解析用計算機は、10分以内に正常停止できること。	○ or ×		

「令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」の機能証明書

回答業者名	仕様	回答	コメント (業者名を記載のこと)	添付資料
3. 11 情報システム稼働環境に関する事項				
(1) ハードウェア構成				
(イ) ハードウェア要件				
ハードウェアは、過去に出荷・稼働実績及び高い信頼性を有する標準的な既製品（注）で、かつ、最新のものであること。 （注）「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。なお、提案時において未だ市販化されていない機器等を含める場合には、次の条件を厳守すること。	○ or ×			
・ 未だ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。	○ or ×			
・ 上記に関し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を行い、提供可能である根拠を十分説明できる資料を提出すること。なお、受注者以外が販売する製品については、その説明資料が販売メーカーから正式に発行した資料であることが明確に確認できること（例えば、社印、事業部長等の印が押印されていること）。	○ or ×			
CPUはクロック速度2.9GHz以上、コア数16コア以上のCPUを2つ搭載すること。	○ or ×			
主記憶容量は、DDR4-2933メモリ192GB以上を有していること。	○ or ×			
システム用HDDは1TB以上を有し、バックアップ用を含めて2台搭載すること。	○ or ×			
RAID10構成、実使用16TB以上のストレージ装置を搭載し、予備のHDD 1台を用意すること。	○ or ×			
グラフィックス機能は「nVIDIA社製Quadro P400」と同等以上の性能を有し、規制庁のディスプレイ装置のDisplayPortまたはHDMI入力端子に接続して表示させることが可能であること。また、接続用のケーブルを提供すること。	○ or ×			
1000BASE-T（或いはTX）に対応したLANポートを1ポート以上内蔵すること。	○ or ×			
内蔵光学ドライブ(DVD-ROM)を搭載していること。	○ or ×			
USB3.1端子を2個以上有すること。	○ or ×			
電源電圧はAC100Vに対応すること。	○ or ×			
USB接続型キーボード（JIS標準配列に準拠）を提供すること。	○ or ×			
スクロール機能を有する2つボタン式の光学方式もしくはレーザー方式のUSB接続型マウスを提供すること。	○ or ×			

「令和2～4年度 大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」の機能証明書

回答業者名	仕様	回答	(業者名を記載のこと) コメント	添付資料
(2) ソフトウェア構成				
(ア) 基本仕様				
ソフトウェアは、過去に出荷・稼働実績及び高い信頼性を有する標準的な既製品(注)で、かつ、最新のものであること。 (注)「標準的な既製品」とは、メーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品で、稼働実績を有するものをいう。なお、提案時において未だ市販化されていない機器等を含める場合には、次の条件を厳守すること。		○ or ×		
・未だ市販化されていない部分の存在及びその範囲を明確にすること。		○ or ×		
・上記に関し、要件を満たす機器等を納品時までに出荷する旨の意思表示を行い、提供可能である根拠を十分説明できる資料を提出すること。なお、受注者以外が販売する製品については、その説明資料が販売メーカーから正式に発行した資料であることが明確に確認できること(例えば、社印、事業部長等の印が押印されていること)。		○ or ×		
OSに「Cent OS 7」最新安定版を搭載すること。		○ or ×		
アンチウイルスソフトを搭載すること。		○ or ×		
以下のソフトウェアの最新版を搭載すること。 ・トレンドマイクロ ServerProtect ・インテル Parallel Studio XE for Fortran & C++ Linux ・インテル MPI ライブラリー		○ or ×		
(イ) ツール群				
以下のツール群の最新安定版を搭載すること。また、これらを機能させるために必要なツール群も併せて搭載すること。 ・Emacs ・GIMP ・Grace ・LibreOffice ・Python2及びPython3 ・QGIS ・TexLive ・地球流体電脳ライブラリ		○ or ×		

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和2～4年度大規模データ解析用計算機の賃借及び保守」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

また、支払月額の内訳を別表のとおりとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、毎月の役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、毎月の業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
 - (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
 - (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

- 第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

- 第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

- 第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。
- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者又は構成員であつた者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

支払月額内訳

	税抜金額	消費税	税込金額
令和2年			
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和3年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和4年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円
4月	円	円	円
5月	円	円	円
6月	円	円	円
7月	円	円	円
8月	円	円	円
9月	円	円	円
10月	円	円	円
11月	円	円	円
12月	円	円	円
令和5年			
1月	円	円	円
2月	円	円	円
3月	円	円	円

※ 以下、仕様書を添付